

# ハワイの州法と、日本の慣習を

米国本土からの研修生や視察が絶えないというグッドシル・アンダーソン・クイン＆スタイル法律事務所は1878年創業という格式を持ち、企業のみではなく個人投資家への法務サービスも数多く手がけている。多くの日系企業の取引に関与してきた同事務所のアラン・S・藤本弁護士が不動産購入の際の注意点を教えてくれた。

125年以上の歴史を誇り、ハワイのみならず米国本土の一流企業の法務サービスを行ってきたグッドシル・アンダーソン・クイン＆スタイル法律事務所。日系企業や一般投資家による事業投資が盛んに行われ、別荘ブームが巻き起こった1960年以降、ワイキキ地区を中心に商業施設が次々とオープンし、同時に契約に関するトラブルや法人設立、売買等の書類作成の相談などが増えていった。

「日本では弁護士に相談するのは、何か問題が起きてからのこと。アメリカでは、契約の作成からすでに弁護士に依頼するケースが多い」と藤本氏は話す。米国は書面での取り交わしが重要視され、商業物件の取引の場合、購入してから、不動産投機を完了するまでに何百頁もの契約書が必要となってくる。90年以降、日系資本のハイイ撤退が大きな流れになつたが、近年日本からの投資は回復基調にあり、今後さらに増加すると見込まれている。特に不動産関係の案件は月に4、5件は寄せられるという。「個人の不動産購入の際は多くがプローカーを介し、契約書作成時は依頼されることは少ないのですが遺産相続がからんでくるとアドバイスが必要になり、手伝うこともあります」

またハワイ州で特徴的なのは原

住民関係の権利問題がクローズアップされることだ。購入した不動産の敷地内に墓地などがあつた場合、その対処法等を示した法律が定められている。もちろん観光産業に支えられているハワイでは、その要となる自然環境保護に力を入れており、ワシントン条約等に沿つた契約履行にも気を配らなければならぬという。

アラン・S・藤本弁護士は日系3世だが、神奈川県横浜市で育っている。海外において複雑な契約等の相談の際、藤本弁護士のようないくつかの慣習を理解し、かつハイイに精通している存在は貴重だ。大安吉日の日に登記を済ませたいという方は結構いらっしゃいます」と、話すように、日本のげんを担ぐ依頼者の希望も叶えてくれる。

ハワイと言えどもそこはやはり異国の地。住宅用、商業用不動産の取引や一般事業のアドバイスから米国の査証申請まで、実際に多様な分野で多くの経験を積んでいるグッドシル・アンダーソン・クイン＆スタイル法律事務所はハワイ進出を目指す日本人にとって心強い味方になつてくれるはずだ。⑦

グッドシル・アンダーソン・クイン＆スタイル法律事務所  
パートナー弁護士

## アラン・S・藤本氏

長崎県・佐世保市生まれ。横浜のアメリカン・スクール卒業後、ハワイ大学英文科へ進学。1975年にはハワイ州観光局に入社し、同局調査部の副部長職を経て法律の世界へ。カリフォルニア州立大学デービス校の法律学校に入学し、1984年の卒業と同時にハワイ州の司法試験に合格。柏・柏加藤法律事務所に入社後、同事務所のグッドシル・アンダーソン・クイン＆スタイル法律事務所への吸収合併とともに、同事務所で活躍。アジア太平洋弁護士協会の理事を7年間歴任した

写真上：事務所が入っているAlii Placeはダウンタウンの中にあって、緑に囲まれている下：事務所はチーク材をふんだんに使用した重厚な造り。同事務所内にフランス領事官事務所も設置されている。2フロアを確保している図書室には莫大な判例や法律書が収められている。また、PCの研修室なども完備し、スクールの様相を呈している

